

## ○函館市行政不服審査法施行条例

平成28年3月15日

条例第6号

改正 平成31年3月6日条例第1号

(趣旨)

**第1条** 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の施行については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(審査会)

**第2条** 法第81条第1項に規定する機関として、函館市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

**第3条** 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

**第4条** 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長および副会長)

**第5条** 審査会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

**第6条** 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(合議体)

**第7条** 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が必要と認める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

3 第1項の合議体は、これを構成する全ての委員の、第2項の合議体は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 第1項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

5 第2項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(庶務)

**第8条** 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

**第9条** 第2条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(手数料)

**第10条** 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により審査請求人または参加人(以下「審査請求人等」という。)が納付しなければならない手数料(以下「交付手数料」という。)の額は、別表に定めるとおりとする。

2 審査請求人等は、法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による交付を受けるまでの間に交付手数料を納付しなければならない。

3 既納の交付手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(手数料の減免)

**第11条** 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により、審査請求人等に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、交付手数料を減額し、または免除することができる。

2 交付手数料の減額または免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による交付を求める際に、併せて当該減額または免除を求める旨およびその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(準用)

**第12条** 前2条の規定は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する手数料および同条第5項に規定する手数料の減額または免除について準用する。この場合において、第10条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項」と、同条第2項中「第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、前条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項(他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項」と、同条第2項中「第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、別表中「第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、「書面または書類」とあるのは「主張書面または資料」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においてもすることができる。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**(平成31年3月6日条例第1号)

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

**別表**(第10条, 第12条関係)

交付の区分	種別		金額
1 法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による書面または書類を複写機により用紙に複写したものの交付	(1) 日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒	1枚につき 10円
		カラー	1枚につき 50円
	(2) 日本産業規格A列3番までの大きさを超える大きさの用紙		作成に要する費用に相当する額
2 法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	(1) 日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒	1枚につき 10円
		カラー	1枚につき 40円
	(2) 日本産業規格A列3番までの大きさを超える大きさの用紙		作成に要する費用に相当する額

備考 両面に複写され、または出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。